

生駒市規則第9号

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月23日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則（平成24年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

職種	時間額	日額	月額
一般事務	842円	6,530円	
市民課窓口事務	902円	6,990円	
保育士	1,213円		163,600円以上 180,800円以下
保育園調理員			131,900円以上 137,600円以下
保育園調理補助			130,300円以上 133,200円以下
保育園用務員			86,700円以上 90,400円以下
看護師	1,504円	11,656円	
保健師	1,604円	12,431円	
栄養士	1,454円	11,269円	
清掃技能員			144,300円
幼稚園講師	913円		163,600円以上 180,800円以下

小・中学校講師			172,500円以上 290,550円以下
学校給食配膳員	817円		
学校給食調理員	862円	6,680円	157,800円以上 197,200円以下
発掘調査員(内勤)		6,620円	
発掘調査員(外勤)		7,020円	
司書	862円	6,680円	
司書補助	842円	6,530円	
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額		

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。